

高山市特別職報酬等審議会 第2回 会議録

日 時 平成23年12月19日(月)
午後4時00分～6時30分
会 場 高山市役所 3階行政委員会室

1. 開会のあいさつ
2. 会長あいさつ
3. 議事

会長 第2回目ということで年末の慌ただしい中、ご参集いただきまして本当にありがとうございます。前回は皆さん緊張された中であつたと思いますが、今回は多少打ち解けた感じで審議できることを期待しております。まず最初に、前回の会議の審議内容の確認について後に事務局から報告いただきますが、前回我々委員から確認を求めさせていただいたことについても資料等の提出をしていただいておりますので、それらの説明を受けながら縷々審議をしていきたいと思ひます。

改定が必要な場合はその額まで出せればベターだと思うのですが、今回はある程度、上げるのか、据え置きなのか、下げるのか、そのくらいまでは決めたいと思ひております。皆様ご協力の程宜しくお願ひ致します。

それでは始めさせていただきます。前回の会議の確認で、事務局からお願ひしたいと思ひます。

事務局 11月30日に第1回目の報酬審議会を開催していただいておりますので、その内容につきまして会議録を作成させていただきました。別冊をご覧いただきたいと思ひます。先般お決めいただきましたように委員名につきましては無記名とさせていただきます、A委員、B委員というようなふうで記載をさせていただきます。その内容につきましてご確認をいただきたいと思ひます。その時間を暫くお取りさせていただきますし、この会議録につきましては最終的にホームページに掲載させていただくということになります。ご確認後には会長と職務代理のお二方に署名をいただきたいと思ひますので宜しくお願ひします。なお、会議録の署名につきましては会議終了後にお願ひしたいと思ひます。なお、配布したこの会議録につきましては、本日回収をさせていただきます。

会長 皆さんで一通り確認いただきまして、ご意見がございましたらお願ひし

たいと思います。

(委員 会議録の確認)

会長 だいたい宜しいですか。ご意見等ございましたらお願いします。承認すれば、この内容がホームページに掲載されるということです。

宜しいですか。

会長 皆さん宜しいということなので、この内容で承認していただいたというふうに思っております。会議録署名については会議終了後、署名したいと思います。

委員 お願いがあるのですが、毎回A委員はいつまでもA委員であると、だいたい誰であるかがわかってしまいます。この辺だけはうまく変えていただきたいと思います。

事務局 ランダムということによろしいですか。

委員 はい。

事務局 但し書きを入れさせていただきます。

委員 その辺の配慮をお願いいたします。

事務局 わかりました。それと皆さん方はA委員、B委員、C委員ということですが、私どもも議事録のときには事務局というふうに統一をさせていただきたいと思います。その辺ご了解いただきたいと思います。

会長 前回、会議に必要なと思われる事柄につきまして、委員からそれぞれ意見を出していただいております。それを事務局から説明いただきたいと思います。また、すべて説明が終わってからですとわからなくなりますので、区切りながら説明いただけたらというふうに思います。宜しくお願いいたします。

事務局 レジメを1枚めくっていただきますと、今ほど会議録を見ていただきました前回の内容について、主なご意見質問等をまとめさせていただいたものでございます。その横に事務局でお答えをさせていただいたことをそれぞれ整理させていただいております。表の一番右側は、今回追加資料として提出させていただいているものでございます。

それでは追加資料につきまして、順次説明をさせていただきますので宜しくお願いいたします。

事務局 (資料① 高山市議会議員報酬の月額制について説明)

会長 どうですか。ご意見はありますか。議員報酬を日額制にすべきではという意見であったものですが。

委員 市民感情を考えたらそのように思うのではないかなと思ったわけですが、しかし、このような資料による根拠があるのであれば、そういう考

え方であるものなんだなとしか言えないですね。

委員 ちょっと教えていただきたいのですが、高山市の市議会基本条例の第23条に議員報酬というのがあって、その第3項に「委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出にあたって議員報酬の考え方及び議員活動の評価について市民及び専門家の意見を聴取するものとする」と書いてありますが、この「市民及び専門家の意見」というのはこの審議会のことですか。

事務局 それは議会側で提案する場合の話でございます。当審議会につきましては、市長部局としての審議会でございますので、議員発議で改正をする場合には勝手に変えるのではなく専門家の意見を聞くというようなことでございます。

委員 議員さんがそういう招集をすることもあり得るということですか。

事務局 今現在はそういった組織は議会側としては持つてはおりません。議会基本条例の中に、報酬等については市長の提案とするというのを原則にするという部分が前段であったのではないかと思うのですが。ただ、議会側から提案する部分について否定しているものではありません。それが第3項の部分でございます。それを提案する場合に議会としても市民の皆さんの意見を聞いて、議会として成案をまとめて提案するというのが条例に謳われているとご理解いただきたいと思います。

委員 今はその組織はないようですが、議員さんが「僕たち給料貰いすぎだね、だから下げようよ。僕たち全員で日当制にしようよ。」という意見を出したら、そのようなこともその組織で審議されていく、そのような方法もあるということと捉えさせていただいてよろしいですか。

事務局 どのような提案をされるかはわかりませんが、議員提案というかたちで提案され、議会でそれが可決されればそうなるということでございます。議会基本条例が出来前のことでありますが、昨年12月議会の時にも議会側の方で人事院勧告に準じた引下げということで提案がされまして、可決されて報酬を引き下げているという部分がありました。あわせて前回の資料でお話ししましたように、平均1万円程だと思いましたが、更に引き下げをされたというのも議会提案で行われたものです。以前は議会側で提案される際には人事院勧告に準じてというような考え方でしたが、現在は議会基本条例ができておりますので、もし提案されるのであれば、今おっしゃったようなそういった組織の中で話し合わせ、諮問、答申みたいなかたちで受けたものを提案するというようなプロセスについて規定されたものとご理解いただきたいと思います。

委員 確か月額千円とかそういうものだったですね。

事務局 12月議会のときに冒頭で千円程下げられて、会期末の時にも月額で1万円ほど下げられました。

委員
事務局 是非とも、もう少し下げてくださいはどうでしょう。
冒頭のは人事院勧告に準じたもので、職員と同じような考え方の引下げです。

会長 この件について説明を受けましたが、よろしいでしょうか。
続いて、賞与や手当など他に支給を受けるものについて事務局より説明をお願いします。

事務局 (資料② 特別職及び市議会議員と一般職の給与制度の比較について事務局説明)

委員 管理職というのは課長さん以上のことなのですか。
事務局 施設長も含まれます。施設長以上が管理職になります。
委員 施設長というのはどのような職ですか。
事務局 例えば、清掃事務所ですりサイクルセンターというのがありまして、その所長は施設長級ということで課長の下になります。
管理職は管理職手当の区分で4段階あり、施設長級、課長級、支所長級と部長級になります。

委員 寒冷地手当は時代遅れだと思います。
会長 それでは、次の資料に移りたいと思います。

事務局 (資料③ 特別職の旅費及び市議会議員の費用弁償並びに市長出張の際の夫人同行について事務局説明)

委員 以前、高山市職員以外の公務員で問題になったと思いますが、列車で出張するようにしていたものを、実態は自分の車で出張してその差額を着服していた事件があったと思うのですが、車で出張に行った場合はどうなのですか。

事務局 高山市の場合は、出張命令というもので出張に行く際の交通手段まで規定をしております。バスで行くのか、JRで行くのか、途中飛行機を使うのかというふうに規定をしております。その中に公用車を使う場合もありますが、自動車の使用でないと会議の開始時間に間に合わないであるとか、公共交通機関の時間の都合が付かないような場合に基本的に公用車を使って出張ということになります。公用車が使えないようなケースがあったり、車が工面できなかつたり、長期間にわたって研修に行くような場合などたまたま公共交通機関で向かって行くことが難しい場合に自家用車で行くような場合があるのですが、その場合は自家用車での出張命令を例外的に行いまして、公共交通機関で出張したのものとして支給をするというルールが条例規則に定められておりますので、そのようにしております。

委員 高山市においてはそのような違反はないと。規定がされているというこ

- とですか。
- 事務局 違反はないと思っておりますが、もしあれば懲戒処分の対象になりますのでそこは厳正に対応してまいります。ちなみに公用車で出張した場合は日当のみの支給ということになります。
- 委員 食卓料というのは食事代のことですか。
- 事務局 あまり例がないのですが、例といたしましては航空機を使って移動する際に機内泊であると宿泊料として支出しない場合が出て来るのですが、そういった際に夕飯の料金が必要になった場合にその部分だけ支出するというようなこととございます。
- 委員 最近では使われることがほとんどなく、通常航空運賃等にそういった機内食も含まれているものですから、支払われておりません。
- 委員 通常の出張の場合は宿泊料や日当に食事代が含まれているということですね。
- 会長 それでは次の資料についてお願いします。
- 事務局 (資料④) 市長及び議会交際費について事務局説明)
- 委員 市長交際費、議会交際費は何に使ってはいけないという規定等はないのですか。自分の為に使うことはないと思われませんが。また、交際費の予算はどれくらいあるのですか。
- 事務局 今年度予算で市長交際費は200万円です。おそらく半分までいかない支出になると思われませんが。議会の予算額は90万円となっています。
- 委員 議会交際費の支出権限というのは議長にあるのですか。
- 事務局 議長です。
- 会長 一通り事務局からの説明は終わったようです。
- 会長 いよいよ佳境にということでございます。市長をどうしたら良いか、上げた方が良いのか、このままが良いのか、下げた方が良いのか、それぞれある程度理由付けをしなければならぬ部分があると思いますので、市長、副市長及び議員という順で審議を進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
- 事務局 審議いただく内容としましてはいよいよこれからだということですが、前回もお話ししましたように、引き上げ又は引下げという答申をいただくとすれば具体的な数値もお願いしたいと思っております。もし据え置きということでしたらそういうことはないのですが。そういった意味では、基準をどう定めるのか、物差しをどこに置くのかというところを議論していただかないと、後付けの理由ではなかなか説明は難しくなりますので、そういった部分をまずご審議いただければと思います。
- 委員 先日、新聞に海津市のことが出ていまして、こういう時代だから2%～

5%の削減をしましたというニュースが10日くらい前の新聞に載っていたのですが、その記事では市長が現行80万円を76万円、副市長が64万円を61万5千円、議長が35万円を34万3千円、副議長が32万円を31万4千円、議員が30万円を29万4千円というような改定額が載っていたので、そういうのも一つの目安になるかなというふうに思います。もちろん引き上げるといふ方向であれば別ですが。

委員
事務局

今年度の人事院勧告は何%の改定ですか。
全体としてはマイナス0.23%ということだったのですが、特別職につきましては例年ですと国の指定職の改定に準じて見直しを行わせていただいております。国の指定職につきましてはマイナス0.5%というような勧告の内容でございました。

委員

民主党が次回の国会に、国家公務員については人事院勧告とは関係なく平均7.8%の減額をするということを行っている。いわゆる震災の影響を含めて出そうとしていることも考えていかなければならない。国家公務員がそのように改正されると、地方公務員も必然的にそのようになるのですか。

事務局

その部分についてですが、国の方針としましては震災からの復興として歳出を抑えたいという部分があって今の臨時給与法の改正を行おうとしているものです。例年人事院勧告の際に総務省の方から通知が出されているのですが、今回の人事院勧告の際には、地方公務員について、国は国として復興財源ということで臨時の給与法を改正する予定であるが、地方公共団体においてはそれぞれの都道府県人事委員会の答申を参考にして、それぞれの実情の中で判断してほしいとしています。これは単純に言うと人勧に沿って対応してくださいというのが総務副大臣からの通知になっています。

委員
事務局

県にも人事院があるのですか。
県には人事委員会という組織がありまして、人事院と同じように調査をされて官民の給与較差の解消について勧告又は報告を行うものです。人事委員会として、それを県知事に出すということでございます。

委員

現実的に岐阜県は財政難であるので、それ以上に下げられるものではないのか。

事務局

特例で少し余分に引き下げています。

委員

現実、国家予算の3分の1が人件費であるので、悪い言い方をしますが、震災云々というよりも消費税を上げるのに誰も納得しないという問題がありますので、あれは恒久的になる可能性が十分にあると私は思っています。

事務局

来年も人事院勧告がいったいどのようになるかというのが我々も非常に関心を持っているところですが、国の給与法案と人事院勧告による給

与法案が、実際に法案が通れば違ってくることになりますので。

委員 この先も人事院の勧告を聞いていたら、国の借金も永久に減っていかないのではないか。

事務局 人事院制度はあと2年というように言われております。3年後に公務員制度改革というのが予定されておりますので、人事院制度の在り方自体が審議されているということでございます。

委員 ありがとうございます。始めから引下げ論的な話になりましたが。

事務局 過去の経緯をもう一度ご説明させていただきたいと思いますが、私ども一般職の給与改定は0.23%の減額ということですが、国家公務員において審議官というようなある程度役職の高い方は指定職という位置付けであり、その指定職の改定については0.5%の引下げというのが今年の人事院勧告の内容でございます。

これまでは、国会議員の方も指定職の人事院勧告に沿ったかたちで議員側が提案され、自分たちの歳費を引下げる、あるいは引き上げるという法案を提出されてみえます。

高山市においてもこれまでは市議会議員の方々が人事院勧告の指定職の改定に準じた数値で自らの月額報酬を下げるといった条例改正を提案されていたというのが今までのやり方でございます。

議会基本条例が制定されたことで、これまでの考え方とは違って、議員の報酬については理事者側で、つまり市長側で提案して下さいという部分があったので、そういったことも含めて今回報酬審議会を開催させていただく必要があり、あわせて諮問の中にもありましたように、今年の4月からの議員定数や副市長の減員のことも含めて総合的に勘案していただきたいと思うところでございます。

委員 事務局の方では具体的な金額など案を持ってみえないのですか。

事務局 それは持ち合わせておりません。例えば先ほど申しました物差しという考え方については過去の事案であればご説明はできると思いますが、今回については、そのようなことも皆様方にご審議いただければと思っているところでございます。

委員 前回の時に市長さんから、諮問理由について特に4項目のことを諮問されているのですよね。言い方悪いのですが、全市一区になった議員の数は減った、副市長も減ったということでかなり節約はしているという中で良く考えて下さい、もう一方で人事院勧告の関係で減額勧告が出されていると。こういうことなかで判断して下さいというふうな受け取れるのですが。この審議会としては、その部分に答えなければいけないということになりませんか。

委員 箍を嵌められたようで検討する範囲が限られているのでは。議員も減らして節減しているというような捉え方になってしまう。

委員 本音としては上げてほしいという意味合いがあるのではないのでしょうか。

委員 そのように受け取ることもできる。

委員 市長については責任の度合いから考えて、もっと上げて良いと思っている。

委員 市長さんと副市長さん、議員さんと分けて討議をしたほうが良いのではないのでしょうか。議員さんであれば、資料をいただいた一般職の最高の方と変わらない金額を貰っているの。毎日出てきて勤務している方と、議員さんが毎日どの程度働いているかは定かではないのですが、そこら辺を考えて、市長さんと議員さんとの区切りをした方が良いのではないのでしょうか。

委員 職員に不祥事などがあると大抵は市長や副市長が減給になる。県知事はまともに給料貰ったことがないのではないかと。裏金問題などで減給になって、今度は県債の償還金を10年延長したことについて叩かれているようである。そのような面で市長の責任は非常に重いと思う。

委員 市内の大きな企業でトップとNo. 2ではどのくらい給料の差があるものか。

委員 3割差ぐらいあるのではないかと。

委員 基本的なことをお聞きしたいのですが、市長に対する出張の命令というか、市長が出張する際はどなたが管理をしてみえるのですか。市長がご自身でこれは必要だと判断して行くのか、事務局あるいは秘書課の方でそれを采配するのか。

事務局 もちろん日程調整は秘書課の方で行いますが、大変多忙であり色々なスケジュールが重なりますので、その中でご自分がどれに対して行かれるかは最終的に市長が判断されます。

委員 市長がこれは大事なので行かないと高山市の観光にマイナスになるといふときに、例えばその際に手土産とか持って行かれると思いますが、これはどの経費になるのでしょうか。手土産は持っていかないのでしょうか。

委員 交際費ではないのか。

事務局 市の支出に需用費というのがありまして、例えば地元のお菓子をお土産に持っていかなければならないときは需用費で対応しています。

委員 需用費というのもあるのですか。交際費は香典ばかりですか。

委員 お金そのもので支出するのが交際費で、物を買って持っていくのは需用費ではないのか。役所の支出科目は企業と違って難しい。

事務局 需用費というのは大きい括りでごさいます、中身は消耗品ですとか自動車の燃料費であるとか、そういったものが需用費になります。

委員 それを全部市長がポケットマネーでやっているわけではないのですね。

事務局 もちろん公務に行く場合でそういったことが必要な場合にです。当然監査のこともありますので、しっかりと根拠は説明できるものでなければなりません。

委員 それらの出張に関して、ご夫人の同行について質問するのですが、会議に夫人を同伴させる必要があるとか必要ないを決めるのも市長ですか。それとも事務局のほうですか。

事務局 判断は市長がされます。秘書課の方では奥様に行ってくださいと言える立場でもありませんので。

委員 しかしながら、「ご夫人同伴で宜しくお願いします。」とデンバーなどから招待状が届いた場合には、同伴させるかどうか、経費にできるかどうか、自費負担かという判断も市長がされるということですか。

事務局 おっしゃる通りです。

委員 先ほど、別の委員さんから話があったように、諮問書を見ると大変なので上げてほしいという受け取り方もできるのですが、私個人としては前回も言ったように大変なお仕事なので上げてやれることができたと思うのですが、今の大地震の影響で、補助金や交付税などの歳入が期待できない状態であって、資料を確認しても、類似団体、県内の他市と比較してもそれだけ悪い位置ではない気もしますし、人事院勧告で一般職の公務員が下げられている中で、特別職だけ上げるというのも市民の代表として考えると、どうなのかなと思います。市民の感情を考えると上げるべきなのかどうか、その辺について私は迷いの中にありますけれども、現状のままで様子を見るということでは駄目なのでしょうか。

委員 それは皆さんが良いと言えばそれで良いと思います。

委員 資料を読めば読むほど色々な情報が入ってくる中で、前回から今回まで2週間以上考える時間があったのですが、私としては迷いに迷って余計に難しくなっていました。

委員 先の議会で、ある議員さんから「副市長が2人体制であったものを1人体制にしたことについて負担がかかっているのではないか。」という質問に対して、「負担はかかっていない。」という話だった。だから、この諮問の意味は議会の市長の答弁と少し違うと思った。

委員 諮問理由の受け取り方次第だと思う。このことをどう受け取るかということとはそれぞれの受け取り方次第で違うと思うのですが、2人が1人になられたので、負担になっていないかという質問に対して、負担になっているのも言い難いし、難しいことだと思います。

委員 海外出張が多いのではないかという質問に対しても、減茶苦茶多いわけではないという話であったし、不在時はしっかりと副市長が守ってくれている、打ち合わせもしっかりとしているので負荷はないという意味合いの答弁だったと私は聞いています。

委員 昔は2人であったが1人は収入役だった。収入役という職務は誰がやっているのですか。

事務局 かつての収入役は現在は会計管理者ということで一般職の職員、いわゆる部長級の職員が行っております。

委員 そういう意味ではそれほど負担になっていないのかもしれない。前の収入役の職務は別の人が行っていると考えられるので。

委員 当時の助役と今の副市長との関係では、そんなに重くなっていないのではないかと思います。私の判断ですけど。

委員 副市長が2人いたときは、会計の管理は副市長がしてみえたのですか。

事務局 副市長が2人体制であった時も、かつての収入役の役割は会計課で部長級の一般職である職員が務めました。

委員 そのような状況になっているので、据え置きでという考え方もできる。前回の時に説明していただいた県内他市であったり全国の類似団体の状況を見ると、比較をしようとするのは難しいが、そんなにかげ離れた話ではないと思われる。そういう中で、ここ数年審議会が開かれずに人事院勧告を参考にして下げたりしてみえるということですので、そういう所でどうかというふうに私は思います。

委員 月給自体はそれほど大きくはないと思うが、ボーナスが大きい。総年間収入をみるといい給料に現実としてはなっている。今民間で年間3.9か月貰っているところは少ない。出ない会社もあるのではないか。

委員 私も市長に関しては現状維持でどうでしょうという思いでおりますが。

会長 副市長さんについてはどうですか。

委員 市長も副市長も同じで良いのではないのでしょうか。朝早くから夜遅くまで務めていらっしゃる。公約を守っていらっしゃると思うのですよ。

委員 副市長が2名の時もこの給与だったのですか。

事務局 人事院勧告で当時より減額されてきていますが、基本的には変わっておりません。

委員 1人分減ったということで、年収1,346万円は減っているということですね。

委員 議員さんは約700万円×12人は減っているということですね。

委員 そうであると年間約1億円は減らしたということになりますか。

事務局 効果としてそのようなことでございます。

委員 そうであっても、今の情勢の中でそれほど上げられる情勢でもない。

委員 今後は人事院勧告など関係なく引き下げていかなければならない情勢になりつつある。国がおかしくなってきた。

委員 これだけ国政が揺れている状況では。年金であったり消費税であったり、市民は不安ばかりですよ。そんな中で。

委員 低所得者の市民感情であると思う。

- 委員 前回は言ったように、景気が悪くなって税収が減ったとしても3.9か月、一般職が3.95か月と当たり前に賞与を受けられるシステム自体が私はおかしいと思う。民間の発想からするとおかしいと思う。国や県ということではなく、高山市が儲かっているときは上げれば良いと思うけれども、高山市が儲かっていないのに、税収がない時は下げるのが普通だと思う。高山市を一つの会社と捉えるとそういうことだと思う。
- 事務局 そういった部分も含めて先ほど少し申し上げましたけれども、ここ2、3年後に予定されております公務員の制度改革という中では、いわゆる労働基本権の制限の部分の見直しも含めて一緒に議論されているところです。そこはやはり労働市場という考え方の中で議論されてくる問題だと方向性としてはされていると思います。
- 委員 だいたい市長、副市長については据え置きというのが大勢となっていると思うのですが、公式の行事で夫人を連れて行かなければならないのに、自費で行かれたというのは問題があると思う。この辺は今後グローバルな世界になる時代であるのに、遠慮して自分で自費負担したというのはどうかと思う。この辺はしっかりとフォローできるようなシステムを整備してほしいと思います。
- 委員 私もそれには賛成です。
- 委員 退職金も辞退されていますからね。
- 委員 少し選挙の時に言いすぎたのではないか。
- 委員 特にこれからは営業担当を自負して回りまわっている人などで奥さんを連れていくことは多くなると思う。そのような意味での答申は出来るのですか。
- 事務局 諮問内容から若干異なりますので、取扱いにつきましては前回もお話ししましたけれども、会議録でそういう議論があったということを残すのか、別に付記というかたちでそういう意見を取りまとめました、ということをつけ加えるかどうかということになります。そこはご判断いただきたいと思います。
- 委員 やはり委員として言うべきことは言うておかないと、諮問に対する答申だけでは伝わりきらないので、言わしていただきたいと思います。それと私前回言いましたが、市民投票によるボーナスの取り決めは市長、副市長、議員は全部やるべきだと思います。質を上げるということは大事なことなので、当たり前にボーナスを貰っていいのかという問題は市民感情としてある。
- 委員 ボーナスという一般的な言い方ですと感情的に特に引っかかる場所だと思う。年報酬1,600万円ならそれを12か月で割って毎月出すということにすれば、1,600万円が高いか安いという話だけに

なる。むしろ、特別職に年報酬という中で目一杯仕事をしてもらうということが重要なことですので、ボーナスに議論がいくというのがどうもあんまり良い話ではないような気がします。

委員
委員
委員
委員
事務局
事務局

年俸制にした方が良いということですね。私もそう思います。
だいたい経営者は年俸制である。市長、副市長は社長、副社長だから。それも付帯意見かもしれないけど。
年俸制にするにも条例を改正しなければならないのでしょうか。
おっしゃる通りです。

委員

先ほど、地方自治法の説明をさせていただきましたが、国家公務員の歳費の考え方とバランスというか、そのようなところもございまして、国家公務員と同様に月額報酬と期末手当という格好にはしており条例に規定をさせていただいているものでございます。ただ、市長、副市長につきましては退職手当も給料月額から計算をするようになっておりますのでそちらの方にも影響がでてくるということもございまして、それも条例で規定をしてありますので、連動するというところでございます。規定上はそのような計算の方法であることはわかります。ただ、従業員はそのような計算の方法だけでも、経営者の退職金は別の方法、基準としていることが一般的に多いのではないかと。行政は職員の延長線上の中に市長さんまである程度同じ計算の仕方というか、ベースとなる金額とか率などは多少違うのかもしれないですけど。そういう制度、方法もあるということです。議員さんも議員年金がなくなったとかなくなるという話もあるようですが。

事務局
委員

議員年金はなくなりました。
そうすると月額は無関係ですね。月額という掛け金であったり支給額であったりするのではないかと思いますけども、そこら辺の制度全体を整備しないと出来ないことがあるかも知れません。

委員

議員年金については、過去から年金を貰っていた方々は市からの持ち出しがあるようである。

事務局

おっしゃる通りです。過去の受給者の部分を負担し続けなければならないという部分がありますので、先ほどの話に関連するかもしれませんが、年俸制にして12か月で割りますと掛け金も増えるということになります。

委員

今はボーナスでも年金の掛け金が取られる。議員本人に支給されるものではないけど、年金掛け金の費用は増えている。

会長
委員
事務局

時間も押してまいりましたが、議員さんについてはどうでしょうか。
先ほどの話の確認ですが、議員さんは自ら引下げをされたのですか。
議員発議により平成23年1月より減額改定をしております。率でいきますと2.3%の減額であり、金額でいきますと、議長が1万2千円、

副議長が1万1千円、議員が1万円を議会側の提案で下げています。この引下げの前に12月議会の冒頭において、人事院勧告の内容で引き下げはされておりますけども、議会最終日にこれらの額を議員さん達は独自に下げられたということです。

委員　　そうはしたものの、今後は理事者側からの意見で我々の報酬を考えて下さいと議会側が言ってきたということでもいいですよ。

事務局　　議会基本条例の解釈はそういうことになります。議会の方でこのような意見を聞く機会を持たれるかはわかりませんが、意見も聞いた上で議会から提案しようとする方法を否定したものではありません。

委員　　この発議は議会提案なのですね。

このように、自主的に下げていくことを期待するという答申でいいと思います。このような動きは良いことだと絶賛をして今後も期待をする。そこに留めておいたらいいと思います。

委員　　そうですね。そのような答申の方法でも良いと思います。

委員　　この期末手当の加算率というのは人事院勧告などで示されているものですか。

事務局　　これも国家公務員に準じておりまして、わかりやすくいえば、係長級であれば基本給に1.05ですとか、部長級や市長、副市長、議員さんは1.2という率をかけているのが、いわゆる役職加算と言われるものです。

委員　　議員さんも1.2ですか。2割増しであるのですか。

事務局　　市長、副市長、部長、支所長含めて1.2です。国家公務員と同様の数値となります。

委員　　議長さんでなくても普通の議員であっても1.2であるのですか。

事務局　　そうですが、元となる報酬月額が異なっています。

委員　　過去の議員さんの年金掛け金を払うために高山市は年間どれくらい支出しているのですか。

事務局　　報酬月額の報酬帯というのがありまして、例えば30万円であったらいくら、32万5千円から33万円の間だといくらであるなどの分け方があります。その報酬帯の額に今年の5月までは市の持ち出しが16.5%、議員ご本人の持ち出しが16.5%とそれぞれ合わせて議員共済の方に支出しておりました。それは本年5月までです。5月でそれが廃止になりまして高山市が支出する負担金としてはそれぞれの報酬帯の額の88.5%を年額として年1回納めるということになっています。23年度分も既に支出しておりますが、この先もそういったかたちで支出していかなければならないものです。当然、制度は廃止されたものですから、議員自身の負担はなくなり、過去の方の掛け金分について市の持ち出しがあるものです。

会長 今の議員さんの年金というのは国民年金とか厚生年金とかということですか。

事務局 廃止よりも後に議員なられた方は国民年金なりということになると思います。

委員 そういう意味では議員の手取りは増えたということではないか。

事務局 自分の手取りが増えたというより、持ち出しがなくなったということですよ。

事務局 これらは制度のことでございますので。

委員 後に支給されるのは少なくなるはずである。

委員 議員年金は3期以上でないと支給されないのですよね。

事務局 3期以上ですと年金ですし、3期までいかない場合は退職一時金というかたちで支給されます。

委員 該当者がいる間は払い続けなければならないということですね。株式会社高山市にとっては費用増になっていると考えることができる。

事務局 それらについては、国から補填されるという部分はございます。

委員 議長さん、副議長さんはほぼ毎日市役所に出てみえるのですか。

事務局 当然、行事等あれば来られますし、ほぼ毎日来られています。

委員 議員さんはどのくらいの日数を活動してみえるのか。家に居ても議員活動をしてみえるかもしれません。

事務局 おおよその日数しかわかりませんが、前回説明をさせていただいた議会の本会議であるとか委員会など議員活動として年間130日以上出てみえるということをお聞きしております。これは多少個人差もあると思います。

委員 一般企業の半分くらいではないか。

委員 私の知っている行政から委嘱を受けた組織の代表は、議員さんよりも何倍も出ているようですよ。出張も多くあるようです。その時の日当旅費だけいただいて頑張っていることから思うと、議員さんというのはある程度その専門職という立場とボランティアという気持ちもないとやっていけないと思います。それぞれ個人の活動は多いとか少ないとかあるので難しいと思うのですが。今の報酬がどうなのかと。議員さんの姿が選挙以後に見えないという感じを受けているので。

事務局 先ほどの130日ということを行いましたけれども、これは市役所の方におみえのだいたいの日数です。その他地域の活動等につきましては把握できませんのでそれを除いたものでありますので了承いただきたいと思います。

委員 それはよくわかります。

委員 一般の方の言うことを聞くと、市長の給与よりも議会議員は給料が高すぎである、下げても良いということを目にする。責任であるとか、協力

いただきたい部分もあって少し甘い点数が付いているのではないかと感じる。

委員 市議会議員の報酬額について、市民一人当たり付き90円とかという答え方でも良いのですか。資料では岐阜市は65円、大垣市は83円、高山市は109円とありますが、資料を見ると恵那市とか飛騨市が減らしていないのに、高山市から減らさなくても良いというように見えるので、例えば100円なら100円、住民一人当たり100円という言い方でも良いのでしょうか。

事務局 なぜ100円なのかという根拠も必要となってきます。

委員 根拠ということになると難しい。

事務局 先ほどお話したとおり、これは物差しをどう置くべきかの話となります。

委員 根拠を示すのは難しい。そうすると横並びになってしまう。

委員 そうすると、先ほどの話でありましたが、議員さん達が昨年やられたように1人1万、1万2千円下げられた、2、3%下げられたこれを非常に高く評価し今後もこのような動きを期待するというような答申であれば良いということですか。

事務局 良いか悪いかは私どもでは判断しかねます。ただですね、今回の報酬審議会は本当に久しぶりに開催をさせていただきましたけれども、今後、色々な機会をとらえて、このような機会は必要になってくるかとは思っています。それまでは、助役制が副市長制になったとか法的な制度が変わる部分でお願いをさせていただきましたけれども、今後は理事者側からの提案が求められているわけですので、予測はできませんけれども社会情勢等を踏まえたこういう機会は必要になってくるかとは思っています。

委員 噂であるが、24人に減員したので給料上げて貰いたいという人もいると聞いたことがある。

委員 活動範囲が広がったと言う人もいるが、私はその考え方は間違いだと思います。

委員 私もそれは間違いだと思います。それを覚悟で立候補されているのですから。

委員 我々が議員さんに望むことは、やはり5年後あるいは10年後に、高山市はどうあるべきかなど提言がしてほしい。政策的なことはもっと提言していただかないと、町内会長さんの延長ではいけないと思う。政策的提言が少ないように思われる。

事務局 その点でございますが、皆様ご承知のことかもしれませんが、今任期から議会改革というものに議員の皆さんが取り組んでおられまして、常任委員会、総務企画委員会、福祉保健委員会、基盤整備委員会、文教経済

委員会と市の部局をそれぞれ4つにわけて担当を持たれております。その中でずっと勉強会等も重ねられておりました、委員会ごとに先ほどお話のありました政策提案を出していくとしております。先月ですが福祉保健委員会の方から政策提案が出されております。今後、ほかの3つの委員会からも今年度末までに取りまとめて提言されることを議長の方で指揮されておられるようです。

- 委員 県下の議員さんの定数は、合併後どこも整理された人数なのですか。
- 委員 合併特例を受けている団体はまだあるのではないかと。
- 委員 何を言いたいかというと、住民1人当たり109円が高いのか安いのかということであり、例えば恵那市は154円とありますが、人口が少ないところで高山市と同じ24人の定数であるのですが。
- 事務局 個々の市において定数の削減がどのようなものであるのかまでは把握はしておりませんが、合併特例により高山市が当面今の選挙区を維持して36人という定数であったのは本年4月まででありました。合併して高山市は6年目に入っておりますので、そういった意味では特別な経過措置を行っている団体は少ないと思っております。
- 委員 合併特例債というのは平成27年度までですか。
- 事務局 高山市の一般会計予算460億の規模でございますが、計算いたしますとその内の47、48億円くらいが、合併特例期間である26年度までは担保されております。それ以降は、すぐに無くなるのではなくて、5年くらいの経過の中で遡減していくという仕組みになっております。
- 委員 減ってきたときの高山市の財政はどうなるのかというシミュレーションはされたことがあるのですか。
- 事務局 そのようなことのために、現在も行政改革などを進めているところですが、具体的な動きについては、高山市の基本方針であります総合計画というものがありまして、今度、第8次総合計画をこれから策定をしていくにあたって、そのような課題をもう少し詳細に検討しながら行政のあり方、市民協働のあり方というものをそれなりに作りこんでいく必要があろうかというふうに思っております。
- 委員 そのビジョンを描くときに、日本の人口が減少しているのも、当然、高山市の人口も減ることが予想されるが、例えば高山市の職員数についても考え方があるのですか。
- 事務局 職員については定員適正化計画というものを策定しておりまして、26年度までに職員数を800人体制にしたいということは計画としてはあげさせていただいております。今現在940人ですが、計画としては合併当初1,250人だった職員を最終的に800人にしていきたいという思いはございます。
- 人口が減れば当然いろんなところで影響が出てまいります。高山市とし

ては決して減ってほしくはないのですが、高山市が頑張っても日本全国が減ってくれば、その影響はどうしても受けざるを得ないという一因があります。

委員　　そうであるから市長を筆頭に、観光客は海外から寄せてくるとか、産業は日本以外の輸出など色々企んでいるので、日本国以外からのことを考えざるを得ないと思います。そうすると雇用も増えてくると思われる。

事務局　おっしゃる通りでございます。

委員　　先ほどの住民1人あたり100円にする根拠が薄いことについて触れましたが、可児市は人口97,480人で5番目であり高山市はその次で6番目である。しかし、議長以下の報酬額はその逆になっている。可児市の方が低い額になっている。このようなことは根拠にできないか。

委員　　可児市と比較してということですか。

委員　　可児市は将来的にも人口は増えていくのではないか。

可児市の人口が高山市を少し上回るのに、議員の報酬額は高山市の方が高いからということと言える。

委員　　数字の比較だけでしかないが、そのくらいしか根拠付けができないのではないか。

委員　　しかし、同じような人口であるけども高山市は面積が広いという反論がでてくると思われる。

委員　　面積でいえば先ほどの数字を参考にするのは難しいですね。

委員　　東京都と比較しなければならない話になる。

コストダウンというのは常に皆さん考えていると思いますが、住民1人当たりいくらというのは、議員さんにも努力目標として下げる事を考えてもらわないといけないと思います。

そうでなければ、質をあげてもらうか。

委員　　このような審議会は、何年に一度というのではなく、何らかの節目で行うものなのですか。

事務局　　これまでは、助役制が副市長制になったときなど制度が変わったときですとか、人事院勧告で引上げの勧告がされたときに開催させていただいておりました。ここ数年開催していないという状況ですが、先ほど申し上げた通り、理事者側からの提案ということで基本的には条例に謳われておりますので、やはり経済情勢ですとか、制度的な変革が無い場合であっても、ある程度定期的に関行する必要があるのかも知れないと考えております。その中でこれまで物差しにしておりました国の指定職の俸給表なんかも変わってまいりますので、そうしたものも情勢を捉える一つの、あるいは一定的な材料になるかとは思っています。

委員　　人事院制度も数年後にはどうなるかわからないということである。

私は実際の高山市の状況をみて給料はどうするかを考えるべきだと思

います。民間ではほとんどボーナスが出ないところが多くなっていると聞きますし。そういうことでとても議員さんの報酬額の引上げは難しいと考えます。

委員 目に見えることで判断すると、先ほども言いましたけど議長さん、副議長さんはほぼ毎日登庁してみえる。議員さんは、個々の議員控室あるいは各会派の部屋に来て仕事している人もみえるようですが、そのようなことを考えると、議員さんと副議長さん、議長さんとの差がもう少しあってもいいのかなっていう気がしないでもない。しかし、他市の状況を見てもやはり似ているような差額ですので、そういうものかと思ってしまのですが、先ほど他の委員が言われたように、昨年議員発議で引下げされたことについて評価はさせてもらい、今後もそういう気持ちで更にお願したいというふうに思います。

委員 そのような答申にしたらどうでしょうか。

事務局 過去の報酬審議会ですと最終的に事務局の方から案を示させていただく部分もあったと思うのですが、それらは国の指定職の俸給表ですとかそういうものを合理的な根拠として提示させていただきうございませう。しかし、これらは当然市長、副市長も連動したものとなりますので、やはりそういったものを使わないとなりますと、私どもも提示しにくいと申しますか提示できない部分があるものですから、それらについて委員の皆さんに大変ご苦労いただいていることは非常に申し訳ないと思うのですが、ご理解いただきたいと思ひます。

委員 どちらにせよ日本でデフレが続く限り給料は上がることは無い。政府はインフレさせたいけどできない状況にいる。今日のデフレ経済で給料を上げるなんてことは考えられない話だと思う。

委員 議員が昨年に2.3%の減額改定されたのですが、それは今年の1月のことですよ。年度が替わり議員さんの入れ替わりもあったわけですし、案としてなんでしたら私は2%くらい減額するというのはどうでしょうか。このような情勢だからトップは減額する姿勢でいいのではないかと思います。

委員 気持ちは同じなのですが、ただ根拠ということになると難しい。逆に市長、副市長さんに関してはよく頑張ってみえると思えるところがあるので。

委員 頑張ってみえる事はよく分かるのですが、寒冷地手当は先ほどどなたか言われたとおり、私はいらなと思う。

委員 寒冷地手当は時代遅れだと思う。

委員 前回の審議会議員の質について話をしましたが、それを上塗りする様な事が先の議会でもあった。一般質問の進め方であるが、時間内における質問の手順で非常に見難いところがあり、残念に思った部分があっ

た。新人の議員であればともかく。

- 会長 だいたい方向性が出てきたような気がするのですが、どうですか皆さん。踏み込んだところは次回ということで、整合性や根拠となると非常に難しいのですが、もう一度提出いただいた資料を確認しながら考えていただきたいと思います。そういうことでよろしいですか。
- 委員 資料には検討の整理表が添付されていますが、これを用いて検討せよというものではないのですか。
- 事務局 添付させていただいている資料は、これまでに説明をさせていただいたものの確認と、そしてそれについてご意見があったら整理することができればというものでございます。
- 事務局 過去の審議会ではこのような項目で審議をされてきたものですから、参考までにこれを上げさせていただいたものです。こちらからこれを物差しにということではありません。
- 委員 これを基に答申の方向付けをするということではないということですか。
- 事務局 そうです。
- 委員 しかし、この整理表を使用しても良いのですよね。
- 委員 使用した方が良い。
- 事務局 委員さん方でこのような整理の仕片が良ければということです。
- 委員 整理表では最終的に額までの判断に至るものですが、改定後には増減プラスマイナス0など判断するものですよ。我々の意見ではこのまま行くと市長、副市長の改定後はプラスマイナス0で、議長さん副議長さん議員さんをどうするかということです。根拠を整理して行きこの額についても検討できれば答申に向かえるということですよ。
- 事務局 おっしゃる通りです。
- 委員 変更がなければ、そのまま据え置きの場合にも根拠がいるのですか。
- 事務局 今回又は次回の議論の中で方向性、あるいは考え方を示していただけるということにはなりますが、例えばとして聞いてください。例えば本来は定数が減ったのだけれどもこういった社会情勢であるからというふうに議論されたのであればそういうことにはなりますし、あるいはその逆の場合も、色々な考え方はあろうと思いますので、そこはまた方向性が具体化してまいりましたら成文化はしていきたいと思います。
- 委員 成文化するための根拠が必要ということですね。
- 委員 議長さん、副議長さん、議員さんについては、次回もう一度じっくり資料を見て考えながら討議しましょう。
- 事務局 先ほど議員さんの出席日数のお話がでておりましたけど、冒頭に資料により説明しました議員さんに日当制が対象になるのかどうかという部

分と連動するかと思いますが、いわゆる議員活動とはどういったものかという部分で、自治法の考え方でいいますと、色々な審議会の委員さんは出役、登庁された部分だけを報酬の対象にしていますが、議会議員さんについては、単にその市役所又は議会に登庁した部分だけを評価するだけのものではないというのが自治法の考え方であり、主旨としてはそういうふう理解をさせていただいております。

委員 どこかの町内会長に呼ばれて行ったら、当然市役所にも出てくるのができない。そうなれば欠席ということにもなる。そういうことですね。
会長 時間も下がりますので、議員さんについては次回に審議するということをお願いします。

委員 次回は議員さんだけですよね。
会長 市長、副市長は一生懸命頑張っているの引き上げたいけど、このようなご時世なので我慢してくださいというような皆さんの意見でしたよね。

しかし、議員さんについては引上げるどころでなく、もう少し頑張っていたきたいと願うか、あるいは引下げが必要ではないかというような意見であったかと思えます。

事務局 そうしましたら事務局の方から次回の日程等の連絡はありますか。
本日ご審議いただきましたことで確認をさせていただきますが、市長及び副市長につきましては、据え置きというような方向性をいただいたところであります。あと議長、副議長、議員さんにつきましては、次回もう一度ご検討いただくということによろしかったでしょうか。
それでは次回審議会の日程についてお決めいただきたいと思っております。

(委員による日程調整)

会長 それでは、また事務局よりご案内をいただきたいと思えます。
委員 できれば資料は会議の前に事前にいただいたほうが有り難いです。ここへ来て読んだのでは時間も限られますので。どうでしょうか。

事務局 本日は特段資料の提出は求められておりませんので、会議録ということでしょうか。

会長 会議録ですね。それでは会議録だけ事前にいただけますか。
事務局 わかりました。会議録については事前に送らせていただきたいと思えます。なお、本日配布した前回の会議録については答申後に公表させていただきますので、本日は回収させていただきます。資料の方はお持ち帰りいただいて結構でございます。

会長 それでは終了してよろしいですか。どうもすいません。長時間議論して

いただきましてありがとうございます。皆さん良いお年をお迎えください。

平成24年1月10日

議事録署名 北村 育

議事録署名 鈴木 敏文